

II. 基本事項

1. 公共施設等の景観まちづくりにおける役割

(1) 景観の規範となる

- 公共施設は、大規模なものが多く、都市の景観の骨格を形成する要素となること、また、幅広い年代・地域の人々に利用され、長期にわたって景観を形成するといった特徴を持ち、都市の景観に大きな影響を与えます。
- 自ら率先して景観形成に取組み、豊島区の景観まちづくりの先導的な役割を果たしていくことが期待されます。民間事業者や市民が景観形成に取り組む際の規範となるよう、積極的に景観に配慮した整備や管理・活用を行うことが必要です。

(2) 景観の地模様を整える

- 景観の要素は、背景として認識される「地」と景観の中で目立って認識される「図」に分類されます。「地」は周辺の街並みになじませるもので、「図」は景観の主役として周辺の街並みから引き立たせるものになります。
- 公共施設は、規模が大きく、多くの人に利用されるという特徴から、一般的に景観の「地」として認識されます。「地」にも模様があり、地域の景観をふまえた「地」である必要があります。
- 公共施設を整備する際には、シンプルですっきりとし、地域の自然環境や歴史、既存の街並みと調和した景観づくりにより、地域の景観の地模様を整える役割が期待されます。

対象となる公共施設・公共空間のイメージ



道路や橋りょうは、都市の基盤として基本的に、行き交う人々の活動や沿道の街並みを引き立てる「地」に位置づけられます。(立教通り)



公園は、基本的にそこで行われる人々の営みや活動を引き立てる「地」に位置づけられます。
(池袋本町)



利用者が限定される施設や、周辺が住宅地など落ち着きのある街並みの施設は、それほど視認性を要求されず、「地」に位置づけられます。(目白小学校)

(3) 都市に開かれた空間となる

- 幅広い年代・地域の人々に開放される公共施設は、不特定の多くの人々に利用される、公共空間（パブリックスペース）となります。
- 特に、道路、公園・緑地、公共建築物の広場等などの屋外の公共空間は、都市に開かれた空間として、人々の交流やアクティビティを創出することが期待されます。また、民有地であっても、公開空地などは同様の役割を担っています。
- 公共施設を整備する際には、積極的に開かれた空間を創出するとともに、周辺の公共空間との連携を意識し、地域全体の公共空間の質を高めていくことが重要となります。

対象となる公共施設・公共空間のイメージ



公園と建物の広場など、異なる施設であっても、となり合う繋がった公共空間となります。(上 池袋図書館・公園)



居心地が良い公園や広場は、日常的に人が滞留する公共空間となります。(南池袋公園)



道路空間も、オープンカフェやマルシェなどの人々の活動の場となります。(池袋グリーン大通り)



民間開発により創出される公開空地などは、密集市街地内で貴重なオープンスペースとなります。(東池袋)

(4) 視点場となる

- 公共施設は、それぞれが地域の景観要素でありながら、同時に、主要な視点場ともなります。
- 公共施設を整備する際には、その場所からどのようなものが見えるのかを十分に把握し、地域の特徴的な景観を持つ場所への見通しの確保や、良好な景観を眺められる居心地の良い空間の形成などにより、良好な視点場としての役割を担うことが期待されます。また、多くの人々に開かれた場である公共施設や公共空間が視点場として機能することは、景観の公共性を高めることにも繋がります。

対象となる公共施設・公共空間のイメージ



広幅員道路など、視界の開けた場所は、沿道景観やスカイラインを眺望できる視点場となります。(目白通り)



高層建築物の上層階は、地域を俯瞰的に一望できる視点場となります。(豊島区庁舎からの眺め)



散策路等の街路空間は、歩きながら連続的に変化する街並みを体験できる視点場となります。(千川親水公園)



公園や広場は、パノラマ的な視野の広がりのある街並みを施設内の風景と同時に眺望できる視点場となります。(巣鴨)

(5) みどりの拠点や軸となる

- 公共施設の中でも、雑司ヶ谷霊園や染井霊園のまとまりのあるみどりや都市の骨格を形成する幹線道路や河川は、都市の中でみどりの拠点や軸として位置づけられます。
- 公共施設には、潤いある景観形成に向け、みどりの拠点や公園・広場などを幹線道路等の街路樹でつなぐ、ネットワークの形成を先導する役割が期待されます。
- 公共施設を整備する際には、周辺のみどりの拠点や公園・広場の植栽、道路の街路樹との連続性に配慮し、沿道や敷地内の緑化を積極的に進めることが重要となります。

対象となる公共施設・公共空間のイメージ



幹線道路などの都市の骨格となる道路は街路樹等のみどりにより、緑の軸を形成します。(目白通り)



公園や広場は、地域にまとまりのあるみどりを提供します。(南長崎スポーツ公園)



靈園等の大規模なみどりはみどりの拠点として位置づけられています。(雑司ヶ谷霊園)

(6) 地域のランドマークやシンボルとなる

- 公共施設の中でも、区内外から多くの人々が利用する施設やまちづくりの拠点となる重要な位置に立地する施設などは、地域のランドマークやシンボルとなります。
- 公共施設を整備する際には、基本的には地域の既存の街並みに調和し、施設自体が主張しすぎない景観づくりが求められますが、施設の用途・機能や立地から、地域のランドマークやシンボルとしての役割を持つ施設においては、地域を印象づける質の高いデザインにより、地域の特徴的な景観を際立たせる要素となることが期待されます。

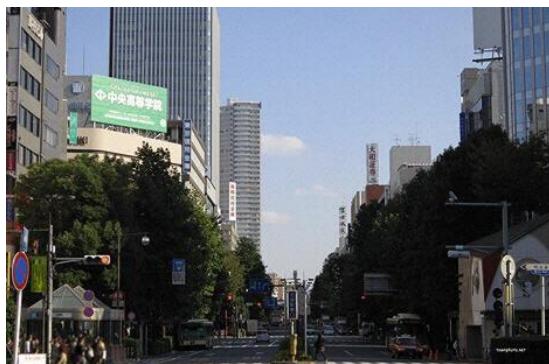
対象となる公共施設・公共空間のイメージ



大規模な施設など、景観に大きな影響を与えるものは、地域のランドマークとなります。(豊島区庁舎)



区内外の多くの人の利用を目的とした公園・緑地は、地域のランドマークとなります。(南池袋公園)



駅前の広場と一体となった通りなどは、まちの顔となるシンボルロードとなります。(グリーン大通り)



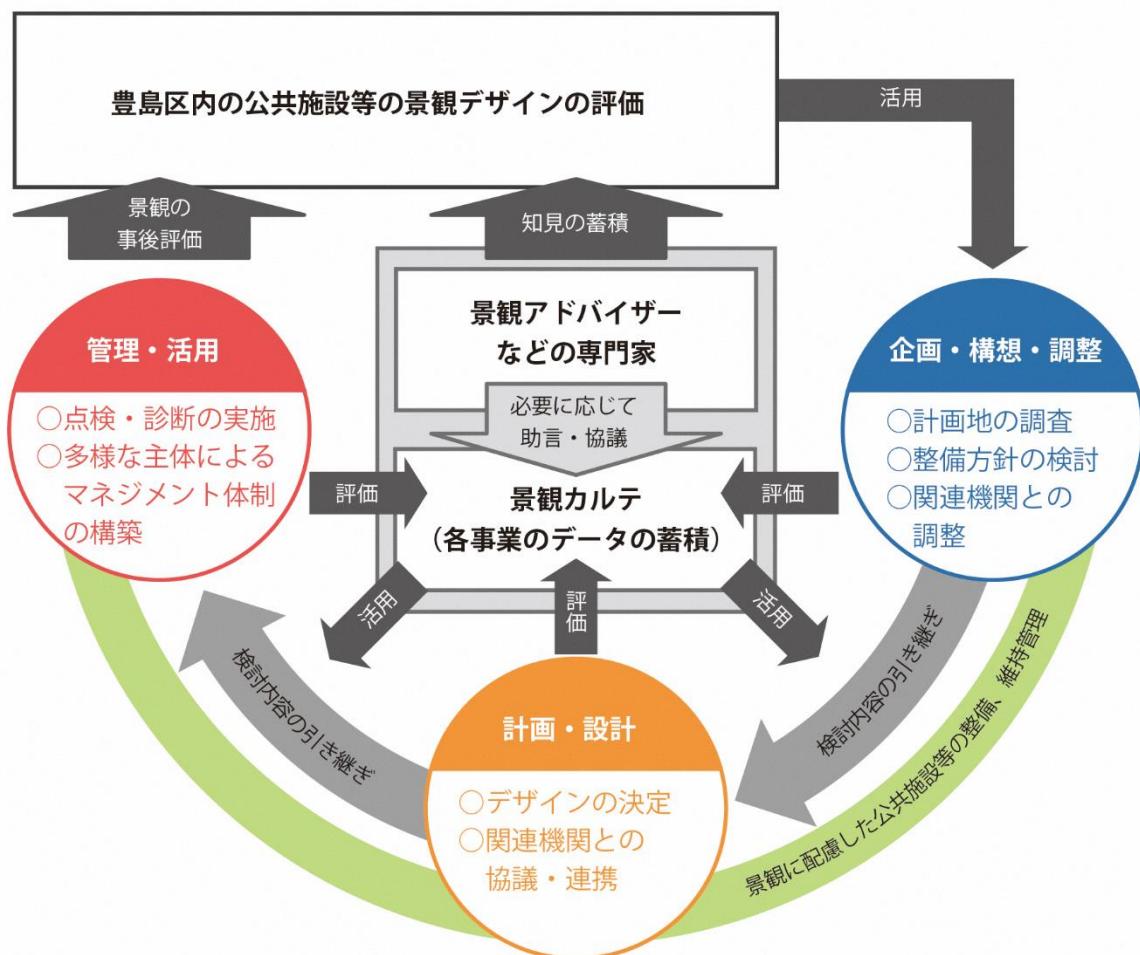
橋りょうなどの立体的かつ大規模な施設は、景観において目立つ存在であり、視点によって地模様にも地域のランドマークにもなります。(千登世橋)

2. 公共施設等の景観まちづくりの基本的な考え方

(1) 企画・構想・調整から管理・活用までの取組みをつなぐ

- 区内に既に多くの公共施設が整備される中で、公共施設は、新たにつくるものから、既存の施設を管理・活用していく方向へと転換が図られています。そのような社会環境の変化を踏まえ、良好な景観形成に向けては、新設の施設の整備時の景観への配慮を考えるだけでなく、既存の施設においても、地域の景観の向上に向け、管理及び積極的な施設の活用等を考えることが重要となっています。
- 事業の企画・構想から管理・活用に至るまでのそれぞれの段階において検討された、景観への配慮点等を次の段階に引き継ぐとともに、各事業における景観デザインの知見を取りまとめ、将来の施設整備に適切に活用し、取組みをつないでいくことが求められています。

＜各段階における取組みのイメージ＞



(2) 公共施設等の整備により公共空間の質を高める

- 良質な公共空間は人々に居心地の良い空間を提供し、暮らしを豊かにするとともに、にぎわいを創出します。
- 人を中心とした空間づくりに配慮することで、公共空間がイベントや多彩なアクティビティの受け皿となり、都市の中で人々の交流や活動が生まれます。住民や来街者に歩いて楽しい、居心地の良いと感じてもらえる、魅力あるまちづくりに向けて、個々の公共空間の整備によって、そのような質の高い公共空間づくりを行っていくとともに、1つ1つの公共空間が都市の中で他の公共空間と一体となってにぎわいを連続させていくことが求められます。

「池袋駅周辺4公園」の整備

豊島区では、国際アート・カルチャー都市構想の実現に向け、「まち全体が舞台の、誰もが主役になれる劇場都市」というメインコンセプトのもと、既に、公園や街路といった公共空間に関して都市空間の開放、規制緩和が進められています。

その取組の一環として、2016年にリニューアルオープンした南池袋公園と2020年までの整備が予定される池袋西口公園、中池袋公園（庁舎等跡地の前面）、造幣局跡地の公園の4つの公園をつなぎ、街を「劇場化」することをコンセプトに池袋駅周辺の4つの公園の整備が進められています。

エリア特性を活かした4つの公園整備をきっかけとして、公園と周辺の公共空間や民間が連携し、都市全体で連続したにぎわいを創出していくことが期待されています。

既にオープンした南池袋公園では、カフェを併設し、芝生の緑豊かで居心地の良い空間がデザインされ、憩いの場として多くの人でにぎわっています。またマルシェ等のイベント時にはグリーン大通りと一体的に利用され、にぎわいの回遊性を生み出しています。その他、結婚式や祭りの舞台など多様なアクティビティを生み出し、にぎわいの拠点となっています。

(3) 様々な主体との連携を進める

庁内の横断的な連携

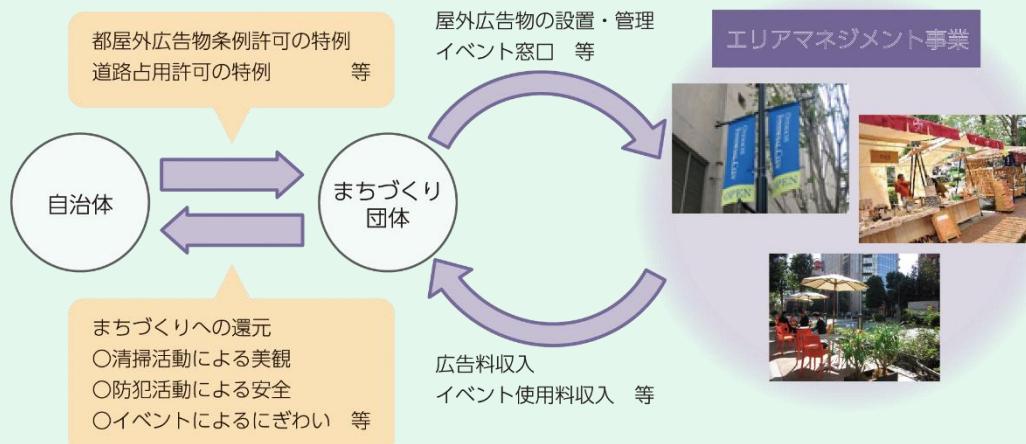
- 道路、公園・緑地、公共建築物の広場等などの屋外の公共空間は、公共施設間や公共施設と民間施設をつなぐ中間的な領域となります。公共施設は事業ごとにそれぞれの担当部局によって整備されますが、公共建築物や道路、公園等がそれぞれバラバラにデザインされるのではなく、周辺の公共施設及び公共空間とのつながりを意識した景観づくりが重要です。
- 特に公共施設が隣あう場合や複数の事業が同時期に行われる場合は、複数の事業を総合的に議論する場を設けたり、適切な情報共有が行われるなど、庁内の横断的な連携を図ることが求められます。

多様な主体との協働

- 公共空間の多くは、行政によって計画・管理されるものでしたが、近年は、多様な主体の協働による公共空間のマネジメントの動きが活発になっています。
- 都市再生特別措置法においても道路空間を活用してにぎわいのあるまちづくりを実現する制度が新たに創設されるなど、官民連携による道路空間の維持管理や有効活用が進められています。
- また、公園の整備や維持管理においても、従来の行政主導の事業手法から転換し、区民・NPO・企業と連携しながら整備、管理していくパークマネジメントの考え方に基づいた取組みが進められています。
- 公共空間が積極的に活用されるよう、柔軟な運用が可能となる仕組みを整える、実験的な取組を重ね、公共空間のより良い使い方を利用者と一緒に考えるなど、地域住民や企業などの多様な主体との協働による公共空間のマネジメントに向けた取組みの強化が求められます。

エリアマネジメントによる道路空間の活用

グリーン大通りでは、平成27年度に、国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域に指定され、道路空間を活用した「国際劇場空間の創出（アートフェス）」、「コミュニケーションの創出（オープンカフェ）」「賑わい創出（マルシェ）」等の様々なイベントが展開されています。エリアマネジメント組織により、屋外広告物の掲出・管理や、その広告料収入を清掃活動や防犯活動などのまちづくり活動に還元する取組み、オープンカフェやイベントの実施などが行われ、安全で快適な道路空間の整備やにぎわいの創出など地域の景観の向上が図られています。



3. 公共施設等の景観まちづくり方針

○公共施設等の景観まちづくりの基本的な考え方を踏まえ、企画・構想、計画・設計、管理・活用の各段階に応じた、景観まちづくりを進めていく上での基本方針を示します。

方針1 地域の景観資源や特性を尊重する

○地域に親しまれる施設づくりに向けて、自然環境や地域の伝統、文化、歴史への配慮、さらには施設に対する地域の思いを継承し、積極的に活用していくことが大切です。地形・自然、歴史・文化、まち・界隈の計画地周辺の景観特性を十分に読み解き、地域の景観の文脈を継承していきます。

方針2 施設のまちづくりにおける役割を把握する

○公共施設が、地域、あるいは区全域で見た場合に、施設が景観やまちづくりにおいてどのような役割を求められるのか把握し、施設の景観のあり方を明確にします。

方針3 地域住民や企業、関連する部署など様々な主体との調整を図る

○道路と公共建築物や公園と公共建築物など、異なる施設が隣接する場合や周辺にある場合、施設間で一体的な景観を形成することが重要です。事業の早期段階で関連する様々な主体との調整を図り、創造的な景観づくりを進めます。

○また、利用者の利便性の向上や施設のランニングコストの削減の観点から、今後、施設の集約化や様々な機能の複合化による、既存施設の建替えや新規施設の整備が増えることが見込まれます。民間の施設部分においても、公共施設としてふさわしい景観への配慮を求めます。

方針4 景観の「地」と「図」の関係を意識する

- 景観の要素は、景観の背景となる「地」と主役となる「図」に分類されます。「地」となる要素が互いに調和し、地域全体としてまとまりのある景観をつくり、その中で「図」となる要素が街並みのアクセントとなり、地域を印象づけるような景観をつくることで、まとまりと魅力のある景観の形成を図ります。
- 対象施設が景観の中で「地」となるか「図」となるかを見極め、「地」であれば周辺の街並みになじませるデザイン、「図」であれば周辺の街並みから引き立たせるデザインにより、個々の施設が主張しあうのではなく、メリハリのある景観の形成を図ります。

方針5 地域や周辺の公共施設等とのかかわりに配慮する

- 計画にあたっては、対象施設単体だけでなく周辺地域を一体的に捉え、周辺の街並みと連続性のある景観の形成を図ります。
- 計画地周辺で、同時期に民間の開発や異なる公共施設の整備がある場合には、早い段階で関係者間の調整を図り、景観の一体性や連続性を確保します。

方針6 施設の利用者や地域の目線に立ち、快適な公共空間づくりに配慮する

- 人々の活動や暮らしの営みも景観を形づくる重要な要素です。魅力的な都市づくりに向けては、交流やアクティビティなどの賑わいを創出し、地域の景観を印象づける公共空間の形成が重要となります。人を中心とした空間づくりにより、にぎわいや交流のある景観を創出します。

方針7 安全性や機能性と景観を両立する

- 公共施設の整備にあたっては、安全性や機能性の確保が優先されますが、そのため景観への配慮を怠ってもいいということにはなりません。安全性と機能性を十分に確保した上で、優れた景観の形成を図ります。

方針8 夜間も安全に楽しめる景観づくりに配慮する

- ライフスタイルの多様化による夜間の外出機会の増加や照明技術の進歩などを背景とし、夜間景観の重要性が高まっています。周辺の地域環境や安全性に配慮しながら、夜間の賑わいを創出し、地域の景観を印象づける、個性豊かで魅力的な夜間景観の形成を図ります。

方針9 時間の経過に配慮する

- 公共施設は長期にわたって利用されることから、時間の経過による施設の景観の変化を見据えたデザインが求められます。
- また、施設の劣化等による景観の悪化を防ぐため、持続的な維持管理に配慮したデザインに取組みます。

方針 10 地域と施設のかかわりに配慮し、積極的な活用を進める

○公共施設は、長期にわたって人々に利用される中で、施設への愛着や誇りを育み、地域の良好な景観形成につながるものと考え、施設の維持・管理、運営においても地域との連携を検討し、地域住民の施設へのかかわり方をデザインします。

方針 11 設計意図を継承し、適切な維持管理を行う

○区内には既に多くの公共施設が整備されている中で、今後は維持・管理が果たす役割が大きくなります。将来にわたって良好な景観が保たれるよう、景観に配慮した維持・管理を進めます。

○また、区が直接整備し運営するだけではなく、PFI・PPPや指定管理者制度等による、維持管理、運営における民間活力の活用が進められており、公共施設と商業施設等の民間の施設が複合化した事例も増えています。民間や区民団体に施設の維持・管理、運営を委託する場合にも、計画・設計時の意図を継承し、適切に引き継ぎます。

方針 12 地域に親しまれる景観を残しながら、歴史や地域性を継承する

○施設の改修や修繕にあたっては、計画・設計時の意図に十分に配慮するとともに、地域の人々が愛着を感じているものなど、現状の景観の良い部分の継承を図ります。○また、現状の施設に地域の景観を損ねている要素がないか検討し、改善を図ります。